

「手ぶら観光」に関する共通ロゴマークの公募要領（案）

平成 27 年 1 月 〇 日
国土交通省物流審議官部門物流政策課企画室
観光庁参事官（外客受入担当）

訪日外国人旅行者向けの宅配運送サービスを利用した「手ぶら観光」の共通ロゴマークを募集します。

【共通ロゴマーク募集概要】

現状、訪日外国人旅行者の多くは自分で大きな荷物を持って国内を移動しています。自ら荷物を運ぶ必要がなければ、訪日外国人旅行者の利便性が上がると考えられます。

国土交通省では、日本の宅配運送サービスを利用し、手ぶらで観光できる環境の定着を目指しています。しかし、昨年度、観光庁で実施された訪日外国人旅行者に対するアンケート調査及びモニターツアーによれば、訪日外国人旅行者の宅配運送サービスへのニーズは高いものの、サービス自体の認知度が低いことがわかりました。

（参考：http://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000134.html）

そこで、今後、「手ぶら観光」を認知促進・利用促進していくにあたり統一的なPRを行うことを目的として、共通ロゴマークを募集します。

皆様からのご応募お待ちしております。

【募集内容】

共通ロゴマークに求められる内容は次の通りです。

- (1) 訪日外国人旅行者に、「旅行中のスーツケースや土産品等の配送や一時預かり」を言葉で説明しなくても連想させるもの
※一定レベル以上のサービスを対象とするか、全てのサービスを対象とするかに関する検討を踏まえて記載
- (2) ポスター、パンフレット、ホームページなど広範囲に利用可能なもの
※利用場所・利用事業者・利用媒体等を限定するかに関する検討を踏まえて記載
- (3) 白黒印刷でも使用できるもの

【応募資格】

どなたでも応募できます。

【応募期間】

平成 27 年 1 月 〇 日～

【応募方法】

[凸版印刷において検討](#)

【選考・表彰】

- ・選考は、国土交通省及び観光庁にて行います。
- ・大賞作品は国土交通省及び観光庁ホームページで公表します。
- ・ホームページでの公表は平成 27 年 1～2 月を予定。賞品・賞金はありません。

【その他注意事項】

- ・応募されたデータは返却いたしません。
 - ・大賞作品に一部修正・追加を加える場合があります。
 - ・応募者は、本応募に際して提供した当該共通ロゴマークの著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、観光庁に譲渡するものとしてします。
 - ・応募者は、観光庁が行う当該共通ロゴマークの修正に対して、著作権法 20 条に規定する同一性保持権の行使を行わないものとしてします。
 - ・応募作品についての著作権等に関わる問題が生じた場合、応募者の責任とします。
 - ・応募者の個人情報、本応募に関わる業務でのみ使用します。ただし、採用された作品の作者名は国土交通省及び観光庁ホームページ等で公表します（要望により氏名を公表しないこともできます）。
- なお、当該公表ページ以外での共通ロゴマーク使用については、氏名表示は行いません。
- ・公序良俗に反するもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているもの等は、選考の対象外とします。

【問い合わせ先】

凸版印刷株式会社〇〇 電話番号・メールアドレス